

仕 様 書

1. 件名

令和7年度GMDSS機器点検整備(高知)。(単価契約)。(情通課)

2. 目的

本契約は、電波法第73条及び船舶安全法第5条に基づき、巡視船艇のGMDSS機器について、法令に定める点検整備を実施するものである。

なお、点検整備の対象となるGMDSS機器は、次のとおりである。

- (1) 衛星利用非常用位置指示無線標識装置(以下、「EPIRB」という。)
- (2) 捜索救助用レーダー・トランスポンダー(以下、「SART」という。)
- (3) 持運び式双方向無線電話装置。
- (4) 日本語ナブテックス受信機。
- (5) 航海用レーダー、

3. 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日、

4. 担当官

住所 : 〒650-8551

兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部総務部情報通信課 施設係、

TEL : 078-391-6711 (直通)

5. 履行場所

以下の地区の岸壁又は桟橋に係留中の巡視船艇

- (1) 高知地区。
- (2) 土佐清水地区。
- (3) 宿毛地区。

6. 点検整備対象機器及び予定数量等

別紙「点検整備一覧表(高知)」のとおりとする。

なお、予定数量は、増減することがある。

この場合、原則異議を申し立てないものとするが、数量に大幅な変更があり、疑義が生じた場合は別途協議するものとする。

7. 点検整備予定時期

原則、前回点検整備日の1年以内又は船舶安全法による定期・中間検査の時期に併せて点検整備を実施する。

なお、各点検整備の実施対象船艇、日時、場所、点検項目等については、受注後担当官との協議により決定する。

8. 点検整備の中断

点検整備中に、巡視船艇が緊急出港する場合は、直ちに点検整備を中断し現状に復旧するものとする。

9. 点検整備実施者の条件

本点検整備は、管海官庁の証明を受けた整備業者により実施するものとする。

10. 一般事項

- (1) 本点検整備は、本仕様書及び関係各法令に準拠して実施する。
- (2) 監督職員、検査職員とは、第五管区海上保安本部長が指定した職員をいう。
- (3) 本点検整備にあたり必要とする機械、器具等は全て受注者において用意するものとする。
- (4) 本点検整備中に構成部品等を損傷させた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに受注者負担により完全に修復する。
- (5) 電池及び水圧センサーについては受注者手配とし、全て新品とする。
- (6) GMDSS機器の陸揚げから積付けまでの作業を最短日数で完了させることとし、これにより難しい場合にあっては、担当官に報告の上指示に従うこと。
- (7) 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託(変更等)承諾申請書（別添様式1）を提出し、承諾を得ること。

11. 検査

受注者は、3ヶ月毎に第五管区海上保安本部（以下、「当本部」という。）所定の「完了届」及び当該3ヶ月分の請求金額の実施項目別内訳を提出し、検査職員の検査を受け、検査職員の「検査合格」をもって、当該3ヶ月間に実施した点検整備について履行完了とする。

12. 支払い

- (1) 請負代金の支払いは3ヶ月毎とし、当該3ヶ月間に点検整備の実績があった場合、3ヶ月分を取りまとめた金額の請求書(当本部所定)を検査合格後に当本部へ提出すること。
- (2) 適法な請求書を受理してから30日以内に受注者指定口座へ振り込む。

13. 点検整備内容

(1) EPIRB

① 法定点検

「船舶検査の方法」（国土交通省制定）等の関係法令の規定に従い、遭難信号が屋外に発射しないようシールドルーム内において、法定点検に必要な項目の点検整備を行う。

② 機能試験

無線局運用規則第8条の2第1項及び平成4年郵政省告示第142号「遭難自動通報局の無線設備の機能試験の方法」に基づき、送信装置を次の方法により機能試験を行う。

なお、これにより難い場合には、担当官の承認を得た上で同等の方法により機能試験を行う。

③ 電池交換、自動離脱装置の水圧センサー（以下、「水圧センサー」という。）交換
ア 既設のものを各型式に適合する受注者手配品と交換する。

イ 取外した電池及び水圧センサーは、受注者の責により適正に処分する。

④ 水密試験

法定点検を実施し且つ製造から4年以上が経過したもの、電池交換を実施したもの及び別途監督職員が指示するものについては水密試験を実施する。

⑤ 有効期限の明示

消耗品を交換したときは、本体の見やすい場所に電池及び水圧センサーの有効期限を明示したシールを貼付する。

⑥ 積付点検

本点検整備終了後、元の位置に取り付け、積付点検を行う。

(2) SART

① 法定点検

「船舶検査の方法」等の関係法令の規定に従い、遭難信号が屋外に発射しないようシールドルーム内において、定期点検に必要な項目の点検整備を行う。

② 機能試験

無線局運用規則第8条の2第1項及び平成4年郵政省告示第142号「遭難自動通報局の無線設備の機能試験の方法」に基づく送受信装置を次の方法により機能試験を行う。

なお、これにより難い場合には、担当官の承認を得た上で同等の方法により機能試験を行う。

③ 電池交換

ア 既設のものを各型式に適合する受注者手配品と交換する。

イ 取外した電池は、受注者の責により適正に処分する。

④ 有効期限の明示

電池を交換したときは、本体の見やすい場所に電池の有効期限を明示したシールを貼付する。

⑤ 積付点検

本点検整備終了後、元の位置に取り付け、積付点検を行う。

(3) 持運び式双方向無線電話装置

① 法定点検

「船舶検査の方法」等の関係法令の規定に従い、点検整備を実施する。

② 電池交換

担当官が指示する場合は一次電池を納品し、備え付けている一次電池は受注者の責により適正に処分する。

(4) 日本語ナビテックス受信機

「船舶検査の方法」等の関係法令の規定に従い、点検整備を実施する。

(5) 航海用レーダー

「船舶検査の方法」等の関係法令の規定に従い、点検整備を実施する。

14. 整備記録の作成

法定点検の整備記録は、「船舶検査の方法」に定められた整備記録総括表及び機器別の整備記録により作成し、以下のとおり必要部数を提出すること。

なお、機能試験の結果に関する記録様式も法定点検のそれと同様式とするが、それにより難しい場合は、業者指定様式も可とする。

〈提出先及び部数〉

① 法定点検を実施した場合

実施した巡視船艇・・・・・・・・・・2部

第五管区海上保安本部総務部情報通信課・・・1部

② 機能試験を実施した場合

実施した巡視船艇・・・・・・・・・・1部

第五管区海上保安本部総務部情報通信課・・・1部

15. その他

(1) 受注者は、本件において知り得た情報をいかなる場合も第三者に漏えいしてはならない。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、担当官と協議する。

点検整備一覧表(高知)

番号	品名	型式	整備内容	予定数量	単位	備考
1	EPIRB	TEB-700	法定点検	5	式	
2			機能試験	1	式	
3			電池交換	1	式	電池代含む
4			水圧センサー交換	4	式	水圧センサー代含む
5			水密試験	4	式	
6	SART	TBR-600	法定点検	7	式	
7			機能試験	1	式	
8			電池交換	4	式	電池代含む
9		TBR-610	法定点検	1	式	
10			機能試験	1	式	
11			電池交換	1	式	電池代含む
12	持運び式双方向無線電話装置	JHS-7	法定点検	2	式	
13			電池交換	1	式	電池代含む
14		RU230A-B	法定点検	8	式	
15			電池交換	2	式	電池代含む
16		HT-649	法定点検	1	式	
17			電池交換	1	式	電池代含む
18	日本語ナブテックス受信機	NX-600	法定点検	2	式	
19		NX-800A	法定点検	1	式	
20		NCR-733	法定点検	1	式	
21	航海用レーダー	JMA-9122-6XA	法定点検	1	式	
22		JMA-7122-9XA	法定点検	1	式	
23		FAR-2827-24AF	法定点検	1	式	
24	旅費(高知地区)			6	往復	
25	旅費(宿毛地区)			2	往復	
26	旅費(土佐清水地区)			2	往復	